

国立障害者リハビリテーションセンター研究所動物実験室運用細則

(平成14年6月25日制定)

(平成16年9月30日一部改正)

(平成20年9月26日一部改正)

(平成27年9月30日一部改正)

(平成30年2月9日一部改正)

(令和2年11月20日一部改正)

(令和3年4月1日一部改正)

(令和3年7月29日一部改正)

(実験動物管理者)

第1条 国立障害者リハビリテーションセンター研究所動物実験等に関する指針第7に基づき、管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有し、実験動物及び動物実験室の管理（飼育数の把握、温湿度管理記録の確認等）を担当する者（以下「実験動物管理者」という。）は、動物実験室の適切な管理を行い、良好な環境条件の設定に努めなければならない。

(動物実験施設の設置等)

第2条 飼養保管施設を設置（変更を含む。）しようとする場合は、飼養保管施設設置（変更）承認申請書（様式1）により、動物実験室を設置（変更を含む。）しようとする場合は、動物実験室設置（変更）承認申請書（様式2）により、実施機関の長である総長の承認を得るものとする。

2 飼養保管施設等を廃止する場合は、施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止承認申請書（様式3）により、速やかに総長に提出しなければならない。

3 総長は、提出された飼養保管施設設置（変更）承認申請書、動物実験室設置（変更）承認申請書及び施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止承認申請書に関して動物実験委員会（以下「委員会」という。）に調査させ、その指導助言により、承認又は不承認を決定する。

(動物実験室の利用)

第3条 動物実験室を利用する者（以下「動物実験室利用者」という。）は、実験動物管理者の元に利用者連絡会議を組織し、動物実験室の適正な運用に努めるものとする。

2 動物実験室利用者は、備え付けられた「入室・退室記録簿」（様式4）に利用時間を記入するものとする。

(動物等の発注)

第4条 動物及び飼料・床敷き等については、動物実験実施者の責任において発注し、動物実験室において受理するものとする。

- 2 動物実験室に搬入する動物は、事前に「新規動物搬入届」(様式5)に必要な事項を記入の上、実験動物管理者の確認を受けた後に管理者である研究所長に提出し、動物実験室の検疫を行う場所で検収・検疫をした上で所定のケージに収納するものとする。ただし、新規で搬入する動物が他の研究機関等からの分与に当たる場合には、新規動物搬入届とともに、ヘルスレポート等を添付して実験動物管理者に提出して確認を受けることとする。なお、動物を搬入した際には、その都度、動物実験室に整備されている動物管理等台帳(様式6)に記載する。
- 3 提出された新規動物搬入届又はヘルスレポート等は、研究所長による確認を終えたのち、研究所事務室において保管するものとする。

(動物の収納・飼育・清掃)

第5条 実験動物管理者の許可なく飼養中の動物を、動物実験室内での移動、室外への搬出及び再搬入は禁止するものとする。

- 2 委員会の審査を受けた研究計画の中で、動物を研究所内にある研究機器等の場所に移動し、動物実験をする許可を得ている場合でも、事前に「実験動物移動許可申請書」(様式7)に必要な事項を記入の上、実験動物管理者の確認を受けた後に研究所長に提出することにより、その許可を受けるものとする。
- 3 動物の給餌・給水および糞尿処理等は動物実験実施者の責任において行うものとする。このほかに、一般飼育とは異なる特別な給餌・給水、あるいは絶食・絶水を要する場合(以下、「特別飼育」という。)は、事前に委員会の審査を受けるものとし、特別飼育を行う際は該当する動物を収容したケージ等に特別飼育を実施している旨を表示するものとする。
- 4 動物実験室は常に清潔に保つとともに、動物実験室に備え付けられた機械・器具については適正に使用するとともに、動物実験実施者が使用した機材等については、汚水処理槽及び滅菌装置が設置されている場所において、動物実験実施者の責任において洗浄・滅菌を行うものとする。
- 5 滅菌装置(オートクレーブ、ガス滅菌器)、X線撮影装置等の利用は原則として平日のみとするが、休日等に実験を行うために使用する場合は、事前に「休日等における動物実験室機器使用届」(様式8)を実験動物管理者の確認を受けた後に研究所長に提出するものとする。
- 6 提出された「実験動物移動許可申請書」及び「休日等における動物実験室機器使用届」は、研究所長による確認を終えたのち、研究所事務室において保管するものとする。

(死体・廃棄物の処理)

第6条 動物実験等に伴う動物の死体及び汚物、又は飼養中に死亡した動物の死体及び糞などの汚物類は、動物実験実施者の責任において直ちに備え付けのビニール袋に入れ、動物実験室に設置されているディープフリーザー内に収納する。

2 動物実験等により殺処分した動物及び実験中や飼養中に死亡した動物については、その都度、動物実験室に整備されている動物管理等台帳(様式6)に記入するものとする。

(動物実験等における感染事故の防止)

第7条 動物実験等は、人間にとって危険な人獣共通感染症の病原体に接触する可能性を有するので、こうした疾病の発生を未然に防止するために、動物実験室を利用する者は次の諸点を遵守また留意すること。

- (1) 専用のマスク、実験衣、手袋の使用
- (2) 動物に接触する前後での手洗・消毒
- (3) ケージ、床敷の定期的交換
- (4) 汚物、死体の適切な処理
- (5) 実験使用後の機器・資材の消毒・滅菌
- (6) 動物に由来する血液・組織等の適切な取り扱い
- (7) 動物実験室における飲食の禁止
- (8) 外部からの侵入動物(ネズミ、ゴキブリ、ダニなど)の防除
- (9) 飼養・実験関係の利用登録者以外の立ち入り制限

様式 1

申請年月日 年 月 日

国立障害者リハビリテーションセンター総長 殿

飼養保管施設設置（変更）承認申請書

申請者

所 属：

氏 名：

動物実験室運用細則第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記の飼養保管施設設置の承認について申請します。

受付年月日 年 月 日 受付番号

1 飼養保管施設 (施設) の名称	
2 施設の管理体制	〈実験動物管理者〉 所属 職名 氏名 連絡先
3 施設の概要	1) 飼養保管施設の構造 2) 空調設備 3) 飼養保管する実験動物種： 4) 飼養保管設備 5) 逸走防止策 6) 臭気、廃棄物等による周辺環境への悪影響防止策
4 特記事項 (例：化学的危険物質 等を扱う場合等の設備 構造の有無等)	
5 委員会 記入欄	調査月日： 年 月 日 調査結果： <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規定に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 改善後、使用開始すること。) <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規定に適合しない。 意見等

6 総長承認欄	承認： 年 月 日
	本申請を承認します。 承認番号：第 号 国立障害者リハビリテーションセンター総長

添付資料

- 1) 施設の位置を示す地図
- 2) 施設の平面図

様式2

申請年月日 年 月 日

国立障害者リハビリテーションセンター総長 殿

動物実験室設置（変更）承認申請書

申請者
所 属：
氏 名：

動物実験室運用細則第2条第1項の規定に基づき、下記の実験室設置の承認について申請します。

受付年月日 年 月 日 受付番号

1 実験室の名称	
2 実験室の管理体制	〈実験動物管理者〉 所属 職名 氏名 連絡先
3 実験室の概要	1) 実験室の構造 2) 実験に使用する実験動物種： 3) 実験設備（特殊装置の有無等） 4) 空調設備 5) 逸走防止策 6) 臭気、廃棄物等による周辺環境への悪影響防止策
4 特記事項 (例：化学的危険物質等を扱う場合等の設備構造の有無等)	
5 委員会記入欄	調査月日： 年 月 日 調査結果： <input type="checkbox"/> 申請された動物実験室は規定に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 改善後、使用開始すること。) <input type="checkbox"/> 申請された動物実験室は規定に適合しない。 意見等

6 総長承認欄	承認： 年 月 日
	本申請を承認します。 承認番号:第 号 国立障害者リハビリテーションセンター総長

添付資料

- 1) 実験室の位置を示す地図
- 2) 実験室の平面図

様式3

申請年月日 年 月 日

国立障害者リハビリテーションセンター総長 殿

施設等（保管施設・動物実験室）廃止承認申請書

申請者
所 属：
氏 名：

動物実験室運用細則第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

1 廃止する飼養保管施設（施設）又は実験室の名称	設置承認番号（ ）
2 管理者	所属 職名 氏名 連絡先
3 廃止年月日	年 月 日
4 廃止に残存した飼養保管動物の措置（施設の場合のみ記載）	残存飼養保管動物の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合の措置
5 室内、器材等の清掃、消毒、滅菌措置について	
6 特記事項	

様式 5

令和 年 月 日

新規動物搬入届

国立障害者リハビリテーションセンター
研究所長 殿

申請者 所属
氏名

搬入予定動物 _____ 頭数 _____

搬入予定日時 _____

動物購入元 _____

動物実験責任者 _____
(所属)

【チェック欄】

搬入する動物について承認を受けた動物実験委員会の承認番号を書いてください。

承認番号 : _____

搬入する動物は遺伝子組換え動物ですか？

はい いいえ

搬入する動物が遺伝子組換え動物の場合、搬入する動物について承認を受けた遺伝子組換え実験安全委員会の承認番号を書いてください。

承認番号 : _____

→ 遺伝子組換え実験安全委員会の審査で承認を得ていない場合は、遺伝子組換え実験安全委員会に申請をしてください。

搬入する動物を購入していない場合は、搬入元を書いてください。

※ 新規で搬入する動物が他の研究機関等からの分与に当たる場合には、新規動物搬入届とともに、ヘルスレポート等を添付して提出してください。

【備考欄】

様式7

令和 年 月 日

実験動物移動許可申請書

国立障害者リハビリテーションセンター
研究所長 殿

申請者 所属
氏名

研究課題 _____

移動予定動物 _____ 頭数 _____

移動場所 _____

移動期間 _____

動物実験責任者 _____
(所属)

様式 8

令和 年 月 日

休日等における動物実験室機器使用届

国立障害者リハビリテーションセンター
研究所長 殿

申請者 所属
氏名

使用日時 _____

使用機器 滅菌装置（オートクレーブ、ガス滅菌器）、X線撮影装置

その他 _____

動物実験責任者 _____
(所属)

様式9

令和 年 月 日

動物由来のカスタム抗体作製の委託依頼届

国立障害者リハビリテーションセンター
研究所長 殿

申請者 所属
氏名

委託先 _____

委託予定のカスタム抗体 _____

動物の種類 _____

抗体は持込抗体ですか？

はい いいえ

→ 持込抗体の場合、動物実験委員会で承認を得ていますか？

はい いいえ

動物実験責任者 _____
(所属)